

## 判決から見た麻酔科学領域の医事紛争

著者	野坂 修一
発行年	2005-12
その他の言語のタイトル	Investigation of the precedents on medical dispute in anesthesiology
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10422/6454">http://hdl.handle.net/10422/6454</a>

---

# 判決から見た麻酔科学領域の医事紛争

---

(研究課題番号：14571430)

平成14年度—平成16年度科学研究費補助金

(基盤研究(C)(2)) 研究成果報告書

平成17年12月

研究代表者 野坂 修一

滋賀医科大学医学部教授



2004012905

## はしがき

判決から見た麻酔科学領域の医事紛争を麻酔科医から検討することは、今後の医事紛争を防止する上で重要と思われる。特にその司法による判決の時代的変遷を検討することは、重要である。以下はその報告である。

## 研究組織

研究代表者：野坂修一（滋賀医科大学医学部教授）

## 交付決定額（配分額）

（金額単位：千円）

	直接経費	間接経費	合計
平成14年度	1,900	0	1,900
平成15年度	1,200	0	1,200
平成16年度	400	0	400
総計	3,500	0	3,500

## 研究発表

## (1)学会誌等

1. 木内淳子、阪上学、松村陽子、藤田泰宣、野坂修一、天方義邦、西克治  
麻酔科領域における医療事故の刑事訴訟判例について、  
日本臨床麻酔学会誌 22：371-379、2002
2. 木内淳子、阪上学、安部剛志、岡本恭典、野坂修一  
救急医療と医療訴訟、  
蘇生 23：8-13、2004
3. 嶋田文彦、野坂修一  
ペインクリニック医事訴訟判例に関する考察  
日本臨床麻酔学会誌 24：557-561、2004
4. 木内淳子、阪上学、安部剛志、客野宮治、野坂修一、前田正一  
患者および患側確認に関する刑事訴訟判例の検討  
日本臨床麻酔学会誌 24：562-567、2004
5. A Kiuchi, G Sakaue, T Abe, Y Okamoto, S Nosaka  
Malpractice related to spinal anesthesia in Japan  
13 th World congress Anesthesiologists in Paris p 91, 2004
6. 木内淳子、安部剛志、松村陽子、野坂修一、前田正一  
最近の麻酔科および麻酔関連領域の判例について  
日本臨床麻酔学会誌 25：702-706、2005
7. 野坂修一  
医事法制—麻酔科医の知るべきこと—  
麻酔 54：S167-172、2005

## 8. 野坂修一

麻酔科医に必要な医事法制の知識

臨床麻酔 29：1777-1781、2005

### (2)口頭発表

#### 1. 嶋田文彦、野坂修一

ペインクリニック医事訴訟判例に関する考察

第10回日本麻酔・医事法制（リスクマネジメント）研究会、2003、10、25

#### 2. 木内淳子、阪上学、安部剛志、客野宮治、野坂修一、前田正一

患者および患側確認に関する刑事訴訟判例の検討

第10回日本麻酔・医事法制（リスクマネジメント）研究会、2003、10、25

#### 3. 木内淳子、安部剛志、松村陽子、野坂修一、前田正一

最近の麻酔科および麻酔関連領域の判例について

第11回日本麻酔・医事法制（リスクマネジメント）研究会、2004、10、16

#### 4. 野坂修一

医事法制—麻酔科医の知るべき事—

日本麻酔科学会第52回学術集会、2005、6、3

## 研究成果

麻酔科学領域での医事紛争の判決を集計し検討した。主に平成14年度までに結審した判決を法律雑誌などより集め、刑事訴訟症例のうち、麻酔関連領域と薬剤使用に関する94症例を検討した。その結果、民事訴訟と比べ増加はしていなかった。有責率は高く、医師への量刑は他職種より重たかった。過失致死罪と比べて過失傷害罪の量刑が軽いとは限らなかった。薬剤添付文書は医療水準を反映しているとみなされていた。医療者側としては、責任分担の明確化、チェック体制のシステム化への構築が再発防止からも重要で、添付文書の改訂には、国際的な整合性も必要である。救急、蘇生領域の35症例、疼痛管理領域症例での検討では、処置、診断の不備が司法で一部認容されていた。医療者側としては、救急受け入れ体制の構築、心肺蘇生法の定着、神経ブロックの適応の遵守が必要と思われた。次に、麻酔記録を含めたカルテ記載について同様に検討した。カルテの記載は裁判上の証拠となるので、正確な事実のみの経時的な記載、他の記載事項との整合性が重要で、記載のない測定や医療行為は実行されていないと解釈されることがある。追記も、日時の記入、その理由の付記などより考慮されるべきと思われた。この記載に関しても、医事紛争に言及する内容に関しても、米国の麻酔関連図書の方が日本のそれよりも優れており、より具体的で再発防止でも優れていた。これは日本より医事紛争が多く遭遇する頻度が高いためその必要性が高いからと思われ、今後は日本でもそうした記載の充実が望まれる。最近の訴訟症例での判決での検討では、麻酔専門知識への言及、麻酔専門医への訴訟が目立ち、麻酔科医としての専門性の研磨が重要と思われた。今後の研究課題としては、患者用説明文、カルテ記載のあり方を含めて判決から検討することが必要と思われた。